資料４

泉区地域防災拠点運営委員会連絡協議会総会

令和４年５月27日

総務局地域防災課

地域防災拠点の備蓄倉庫におけるガソリン等の保管について

　拠点でのガソリン等の危険物の保管について、改めて周知させていただきます。

１　概要

ガソリン、消毒用アルコールなど消防法上の危険物について、一定量以上の貯蔵・取扱いをする場合は、市長の許可や消防署長への届出が必要となります。

　　各地域防災拠点運営委員会でガソリン等を購入、保管される際は届出不要な範囲の数量で、適切に管理していただきますようお願いいたします。

２　地域防災拠点の備蓄倉庫で保管可能な危険物の量（一部抜粋）

消防法上の危険物について、物品ごとに定められた「指定数量」の1/5未満の量は、届出不要です。

届出不要な範囲の数量＝倉庫で保管可能な量をご確認ください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 物品 | 指定数量 | ÷５ | **倉庫で保管可能な量** |
| ガソリン | 200リットル |  | **40リットル未満** |
| 消毒用アルコール※ | 400リットル |  | **80リットル未満** |

　　　 ※消毒用アルコールについては、アルコール濃度が60％以上（重量％）の製品が危険物に該当します。

複数の危険物を保管する場合は、それぞれの割合の合計が1/5未満となる必要があります。ご不安な点があれば、各区総務課防災担当にご連絡ください。

【計算例】ガソリン20リットル、アルコール20リットルを保管している場合

　　　　　ガソリン　　　　　　　　　　　アルコール　　　　　　　　合計の割合

　　　20（保管している量）　　　　20（保管している量）　　　　　　　　　 **１**

＝ 0.15 → **0.2(―)未満のため**

**届出不要**

＋

　　　 200（指定数量）　　　　　　 400（指定数量）　　　　　　　　　　　**５**

　※詳細は横浜市消防局ホームページ「許可や届出が必要な危険物の量」をご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/shobo/seikatsu/mijika/kyoka-todokede.html>

事務局　泉区総務課防災担当　齋藤・籾山

Ｔ Ｅ Ｌ：800-2309

Ｆ Ａ Ｘ：800-2505

Ｅメール：iz-bousai@city.yokohama.jp